

指導監査

1 社会福祉法人等の運営指導

(1) 社会福祉法人設立認可等の事務

主たる事務所の所在地が函館市内で、その事業を函館市内のみで行う社会福祉法人の設立認可、定款変更、合併認可、解散認可等に係る事務を行います。

また、介護保険サービス事業所および障害福祉サービス事業所の指定等に係る事務も行います。

(2) 社会福祉法人および社会福祉施設等の指導監査事務

ア 指導監査の概要

函館市が所轄庁となる社会福祉法人および社会福祉施設等に対して、次により指導監査を行います。

(ア) 社会福祉法人および社会福祉施設

- | | | |
|---------|------|--|
| ・ 監査の種類 | 法人監査 | 適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るための法令，通知に基づく指導事項に関する検査 |
| | 施設監査 | 適正な施設の運営を確保するための利用者の処遇，施設整備等の事業運営全般にわたる検査 |
| ・ 監査の方法 | 一般監査 | 法人に対し，前回指導監査結果の格付け区分に応じて1～5年に1回実施
また，施設に対しては，原則として年1回実施
そのほか，運営等に問題が発生した場合，または通報，現況報告の確認の結果等でそのおそれがある場合，法人・施設に対し随時に監査を実施 |
| | 特別監査 | 社会的に許容されない不祥事の発生など特に問題を有する法人・施設に対し，重点的，継続的に実施 |

(イ) 介護保険サービス事業者および障害福祉サービス事業者

- ・ 集団指導 必要な指導の内容に応じ、講習等の方法により実施
- ・ 運営指導 サービス事業者等の事業所において実地により実施
- ・ 監 査 人員、設備および運営基準等の指定基準違反であると認められる場合もしくはその疑いがあると認められる場合に実施

(ウ) 有料老人ホーム

書面審査および実地検査を実施

イ 社会福祉法人および社会福祉施設等の指導監査等の実施状況等

函館市が所轄庁となる社会福祉法人および社会福祉施設に対する指導監査ならびに指定障害福祉サービス事業者等および介護保険サービス事業者等に対する運営指導の実績は、次のとおりとなっています。

(7)『函館市社会福祉法人および社会福祉施設指導監査実施要綱』に基づく監査の実施状況等

監 査 の 種 類			令和7年度実績																					
			実施件数																					
			法 人	施 設																				
1. 一般監査(根拠規定:社会福祉法第56条)			10	59																				
(1)「A」格付の法人・施設を対象とする監査(随時および毎年度1回)			0	0																				
(2)「B」格付の法人・施設を対象とする監査(毎年度1回)			1	0																				
(3)「C」格付の法人・施設を対象とする監査(法人:2～3年に1回,施設:2年に1回)			9	59																				
(4)「D」格付の法人を対象とする監査(4年に1回)			0																					
(5)「E」格付の法人を対象とする監査(5年に1回)			0																					
<table><tr><td rowspan="2">「A」格付:</td><td>毎年度に文書指導し継続して確認および指導が必要と認められた法人等</td></tr><tr><td>財政悪化および再建中の法人</td></tr><tr><td rowspan="2">「B」格付:</td><td>文書指導を実施し,改善状況報告書を確認した結果,改善が認められた法人等</td></tr><tr><td>特別監査を実施した結果,改善が認められた法人等</td></tr><tr><td rowspan="2">「C」格付:</td><td>運営について,法令等に照らし,特に大きな問題が認められない法人等</td></tr><tr><td>施設・事業について,施設基準,運営費等に関する大きな問題が認められない法人等</td></tr><tr><td rowspan="4">「D」格付:</td><td>Cの法人のうち,公認会計士等専門家による財務会計に係る内部統制または事務処理体制の向上に対する支援を受け,支援を踏まえた書類が提出されている法人</td></tr><tr><td>Cの法人のうち,苦情解決へ取り組みが適切に行われ,次の各号のいずれかに該当し,良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると判断できる法人</td></tr><tr><td>福祉サービス第三者評価事業を受審しその結果の公表を行うなどサービスの質の向上に努めていること</td></tr><tr><td>地域社会に開かれた事業運営が行われていること</td></tr><tr><td rowspan="2">「E」格付:</td><td>地域の福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること</td></tr><tr><td>Cの法人のうち,会計監査人を設置し,会計監査報告に「無限定適正意見」または「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている法人</td></tr><tr><td colspan="2">「E」格付:</td><td>Cの法人のうち,会計監査人を設置していないが,会計監査人による監査に準ずる監査を実施し,会計監査報告に「無限定適正意見」または「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている法人</td></tr></table>			「A」格付:	毎年度に文書指導し継続して確認および指導が必要と認められた法人等	財政悪化および再建中の法人	「B」格付:	文書指導を実施し,改善状況報告書を確認した結果,改善が認められた法人等	特別監査を実施した結果,改善が認められた法人等	「C」格付:	運営について,法令等に照らし,特に大きな問題が認められない法人等	施設・事業について,施設基準,運営費等に関する大きな問題が認められない法人等	「D」格付:	Cの法人のうち,公認会計士等専門家による財務会計に係る内部統制または事務処理体制の向上に対する支援を受け,支援を踏まえた書類が提出されている法人	Cの法人のうち,苦情解決へ取り組みが適切に行われ,次の各号のいずれかに該当し,良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると判断できる法人	福祉サービス第三者評価事業を受審しその結果の公表を行うなどサービスの質の向上に努めていること	地域社会に開かれた事業運営が行われていること	「E」格付:	地域の福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること	Cの法人のうち,会計監査人を設置し,会計監査報告に「無限定適正意見」または「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている法人	「E」格付:		Cの法人のうち,会計監査人を設置していないが,会計監査人による監査に準ずる監査を実施し,会計監査報告に「無限定適正意見」または「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている法人		
「A」格付:	毎年度に文書指導し継続して確認および指導が必要と認められた法人等																							
	財政悪化および再建中の法人																							
「B」格付:	文書指導を実施し,改善状況報告書を確認した結果,改善が認められた法人等																							
	特別監査を実施した結果,改善が認められた法人等																							
「C」格付:	運営について,法令等に照らし,特に大きな問題が認められない法人等																							
	施設・事業について,施設基準,運営費等に関する大きな問題が認められない法人等																							
「D」格付:	Cの法人のうち,公認会計士等専門家による財務会計に係る内部統制または事務処理体制の向上に対する支援を受け,支援を踏まえた書類が提出されている法人																							
	Cの法人のうち,苦情解決へ取り組みが適切に行われ,次の各号のいずれかに該当し,良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると判断できる法人																							
	福祉サービス第三者評価事業を受審しその結果の公表を行うなどサービスの質の向上に努めていること																							
	地域社会に開かれた事業運営が行われていること																							
「E」格付:	地域の福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること																							
	Cの法人のうち,会計監査人を設置し,会計監査報告に「無限定適正意見」または「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている法人																							
「E」格付:		Cの法人のうち,会計監査人を設置していないが,会計監査人による監査に準ずる監査を実施し,会計監査報告に「無限定適正意見」または「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている法人																						
2. 特別監査(根拠規定:社会福祉法第56条)			0	0																				
合計			10	59																				

令和7年度 指導・処分実績件数				
文書・口頭指導 (根拠規定: 実施要綱第12条)	改善命令 (根拠規定: 社会福祉法第56条)	事業の一部・全部停止 (根拠規定: 社会福祉法第56条)	役員の解職命令 (根拠規定: 社会福祉法第56条)	法人の解散命令 (根拠規定: 社会福祉法第56条)
20	0	0	0	0

(イ)『函館市指定障害福祉サービス事業者等指導監査要綱』に基づく指導および
監査の実施状況等

監 査 の 種 類	令和7年度実績
	実施件数
1. 集団指導 (根拠規定：障害者総合支援法第10条，児童福祉法第57条の3の2)	248
2. 運営指導 (根拠規定：障害者総合支援法第10条，児童福祉法第57条の3の2)	69
(1) 前年度に運営指導を行っていない「指定障害者支援施設設置者」を対象とする運営指導	1
(2) 前年度および前々年度に運営指導を行っていない「指定障害福祉サービス事業者」等を対象とする運営指導	53
(3) 前年度に監査対象となった「指定障害福祉サービス事業者」等を対象とする運営指導	0
(4) 前年度に運営指導の結果，文書指導が行われた「指定障害福祉サービス事業者」等のうち，運営指導が必要と認められる「指定障害福祉サービス事業者」等を対象とする運営指導	0
(5) 新規指定から6月を超えた「指定障害福祉サービス事業者」等を対象とする運営指導	15
(6) 「児童発達支援センター事業者」および「医療型児童発達支援事業者」を対象とする運営指導	0
3. 監査 (根拠規定：障害者総合支援法第48条，第51条の27，児童福祉法第21条の5の22，第24条の34)	2
(1) 通報・苦情・相談等に基づき実施する監査	1
(2) 相談支援事業等へ寄せられる苦情に基づき実施する監査	0
(3) 自立支援給付等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者を対象とする監査	0
(4) 運営指導において確認した情報に基づき実施する監査	1
ア. 著しい運営基準違反が確認され，利用者および入所者等の生命または身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断に基づき実施する監査	0
イ. 自立支援給付等に係る費用の請求に誤りが確認され，その内容が著しく不正な請求と認められる事業者を対象とする監査	1
合 計	319

令和7年度 指導・処分実績件数				
文書・口頭指導 (根拠規定：実施要綱第2の5)	勧告 (根拠規定：障害者総合支援法第49条，第51条の28，児童福祉法第21条の5の23，第24条の35)	命令 (根拠規定：障害者総合支援法第49条，第51条の28，児童福祉法第21条の5の23，第24条の35)	指定の一部・全部停止 (根拠規定：障害者総合支援法第50条，第51条の29，児童福祉法第21条の5の24，第24条の36)	指定の取消 (根拠規定：障害者総合支援法第50条，第51条の29，児童福祉法第21条の5の24，第24条の36)
61	2	0	1	0

(り)『函館市介護保険サービス事業者等指導要綱および監査要綱ならびに函館市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指導要綱および監査要綱』に基づく指導および監査の実施状況等

	ア. 毎年度、国の示す指導重点事項に基づき、介護保険サービス事業者等を対象とする一般指導	107
	イ. 内部告発ならびに利用者およびその家族などからの情報提供を受けて、一般指導が必要と認められる介護保険サービス事業者等を対象とする一般指導	0
	ウ. その他、特に一般指導を要すると認める介護保険サービス事業者等を対象とする一般指導	0
3. 監査 (根拠規定:介護保険法第76条、第78条の7、第83条、第90条、第100条、第114条の2、第115条の7、第115条の17、第115条の27、第115条の45の7)		8
	(1) 運営指導において確認した情報に基づき実施する監査	0
	ア. 介護給付等対象サービスの内容に不正または著しい不当があったことを疑うに足りる理由がある事業所等を対象とする監査	0
	イ. 介護報酬の請求に不正または著しく不当な行為があったことを疑うに足りる理由がある事業所等を対象とする監査	0
	ウ. 介護保険法に規定されている事業所の設備および運営に関する基準に重大な違反があると疑うに足りる理由がある事業所等を対象とする監査	0
	(2) 運営指導を除く確認情報に基づき実施する監査	8
	ア. 通報・苦情・相談等に基づき実施する監査	8
	イ. 国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情に基づき実施する監査	0
	ウ. 北海道、他の市町村および連合会からの通報情報に基づき実施する監査	0
	エ. 介護保険法に規定されている介護サービス情報の報告の拒否等に関する情報に基づき実施する監査	0
合 計		659

令和7年度 指導・処分実績件数				
文書・口頭指導 (根拠規定: 要綱第3条)	勸 告 (根拠規定: 介護保険法第76条の2、第78条の9、第83条の2、第91条の2、第103条、第114条の5、第115条の8、第115条の18、第115条の28、第115条の45の8)	命 令 (根拠規定: 介護保険法第76条の2、第78条の9、第83条の2、第91条の2、第103条、第114条の5、第115条の8、第115条の18、第115条の28、第115条の45の8)	指定の一部・全部停止 (根拠規定: 介護保険法第77条、第78条の10、第84条、第92条、第104、第114条の6、第115条の9、第115条の19、第115条の29、第115条の45の9)	指定の取消 (根拠規定: 介護保険法第77条、第78条の10、第84条、第92条、第104、第114条の6、第115条の9、第115条の19、第115条の29、第115条の45の9)
101	11	0	1	0

(I) 『函館市有料老人ホーム検査実施要綱』に基づく実地検査

検 査 の 種 類		令和7年度実績 実施件数
1. 書面審査 (根拠規定: 函館市有料老人ホーム検査実施要綱第2条第2項)		— ※定期報告のみ
2. 実地検査 (根拠規定: 老人福祉法第29条第13項, 函館市有料老人ホーム検査実施要綱第2条第3項)		7
	(1) 定期の実地検査(3年に1回実施, 新規届出施設への検査を含む)	4
	(2) 通報などにより検査が必要と認められる場合に随時実施する実地検査	3
合 計		7

令和7年度 指導・処分実績件数		
文書・口頭指導 (根拠規定: 要綱第5条)	改善命令 (根拠規定: 老人福祉 法第29条第15項)	事業停止命令 (根拠規定: 老人福祉 法第29条第16項)
7	0	0